

公共調達 の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
都市構造の再編に向けた公共貢献のあり方検討調査	支出負担行為担当官 都市局長 北村 知久 東京都千代田区霞が関2-1-3	R2.4.1	共同提案体(代表者) (公財)都市計画協会 他1社 東京都千代田区紀尾井町3-32	5010005018899	本業務は、本格的な人口減少・少子高齢化が進展することを踏まえ、都市機能や居住機能を再編・集約し、持続可能なコンパクトなまちづくりを進めていくにあたっては、防災の視点も取り込みつつ、地域の実情に応じた、都市計画制度の活用方策の検討が必要であるという背景から、都市再生特別地区等を活用した場合の隔地公共貢献についての具体的なケーススタディを行い、具体のモデル事業への反映について検討を行うものである。 具体的には、開発区域やその周辺区域、又は開発区域から離れた地域における多様な貢献内容についての検討、貢献内容の都市再生・都市構造の再編への効果の試算、容積評価の妥当性の検証および事業実施後の担保・継続性の検討を行うことを目的としており、的確な成果を得るためにはこれらに関して高度な知識及び経験を有していることが不可欠である。このため、本件は価格中心による一般競争入札に馴染まず、配置予定者の経験及び能力、業務の実施方針、特定テーマに関する企画提案等を評価し請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であるから、当該手続きを行った。 企画競争実施のため、令和2年2月18日から3月3日までの期間、庁舎内掲示板および調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、7者が業務説明書の交付を求め、うち1者から企画提案書の提出があった。提出のあった企画提案書について、評価者3名による匿名審査方式で書類審査を行い、「企画競争実施委員会」および「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、「都市構造の再編に向けた公共貢献のあり方検討調査共同提案体」が適切な企画提案を行っており、業務を確実に遂行できる能力を有していると判断されたことから同者が特定された。 よって、本業務について、会計法29条の3第4項および予算令第102条の4第3項に基づき、同者と随意契約を行うこととする。	9,977,000	9,977,000	100.0%	-	公財	国認定	1者	
ガーデンツーリズムの効果的な普及促進及び支援手法検討調査	支出負担行為担当官 都市局長 北村 知久 東京都千代田区霞が関2-1-3	R2.4.1	(公財)都市緑化機構 東京都千代田区神保町3-2-3	9010005011405	本業務は、平成31年4月に「庭園間交流連携促進計画登録制度(通称:ガーデンツーリズム登録制度)」が創設されたなか、登録制度の運用及び国内外への効果的な普及促進を行うとともに、登録団体・関係組織への効果的な支援について調査検討、実施を行うことを通じて、全国的なガーデンツーリズムの普及・推進を図ることを目的とするものである。 本業務の履行にあたっては、登録制度の創設から適切な運用を図るための能力や、ガーデンツーリズムの取組の効率的・効果的な国内外へのPR方法の検討及び実施をするための能力等が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和2年2月14日から令和2年3月5日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、6者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性及び実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していることと判断されたことから、会計法29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項に基づき、同法人と随意契約を行うものである。	27,500,000	27,500,000	100.0%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
令和2年度海外における日本庭園保全再生方策検討調査	支出負担行為担当官 都市局長 北村 知久 東京都千代田区霞が関2-1-3	R2.4.1	(公財)都市緑化機構 東京都千代田区神保町3-2-3	9010005011405	本業務は、維持管理に課題のある海外日本庭園に修復支援を実施し、外国人技術者でも庭園の維持管理を適切に行うことのできる分かりやすいマニュアルの作成や講習会等を行うことで、日本の造園緑化技術の海外展開の促進を図るものである。 本業務の履行にあたっては、海外日本庭園の修復計画の作成、修復事業を実施する能力及び修復後の庭園の維持管理マニュアル作成等を実施する能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和2年2月14日から令和2年3月4日までの期間、庁内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、3者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性及び実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。	44,924,000	44,907,500	100.0%	-	公財	国認定	1者	
緑化施設等による都市の暑熱対策に関する実証調査	支出負担行為担当官 都市局長 北村 知久 東京都千代田区霞が関2-1-3	R2.4.1	(公財)都市緑化機構 東京都千代田区神保町3-2-3	9010005011405	本業務は、暑熱緩和に資する緑化技術の開発および、その技術の普及の促進を目的とし、平成29年～30年度の簡易テストを経て実証調査パートナーに認定された緑化施設等を設置・運用し、緑化施設等による暑熱対策の普及に必要な効果検証を行う。さらに民間事業者と連携し、緑化施設等による暑熱対策の普及のためPRを行うものである。 本業務の履行にあたっては、今後の緑化施設等による暑熱対策の普及に向けて、緑化施設を複数組み合わせる設置・運用し、温度低減効果や利用状況等の効果検証を行うための能力や、効率的・効果的なPR方法の調査検討、及び有効と考えられるPR方法を実施するための能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和2年2月21日から令和2年3月6日までの期間、庁内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、3者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性及び実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。	12,914,000	12,908,500	100.0%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び 住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区 分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
都市緑化等による温室効果ガス吸収源対 策の推進等に関する調査	支出負担行為担当官 都市局長 北村 知久 東京都千代田区霞が関2-1-3	R2.4.1	(公財)都市緑化機構 東京都千代田区神保町3-2-3	9010005011405	本業務は、京都議定書第二約束期間(2013年～2020年)にお ける、条約事務局に提出する都市緑化等による温室効果ガ スの吸収量の算出に係るデータ整備を行うとともに、パリ協 定に基づく2020年以降の都市緑化等による吸収源対策に係 る対応等について検討を行い、都市緑化等による地球温暖 化対策への貢献を促進することを目的とするものである。 本業務の履行にあたっては、条約事務局への報告のための 都市緑化等による温室効果ガス吸収量の算定や、京都議定 書第二約束期間以降の新たな枠組みへの対応方針の検討 等を行うための能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置 予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する 企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により 発注することが適切であり、当該手続きを行ったところであ る。 企画競争実施のため、令和2年2月19日から令和2年3月4日 までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて 本業務に係る企画を募集したところ、4者が業務説明書の交 付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。 提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名 による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施 委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結 果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画 提案についても的確性及び実現性があり、本業務の遂行に 当たって十分な専門性、経験を有していると判断されること から、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102 条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。	10,681,000	10,670,000	99.9%	-	公財	国認定	1者	
平成30年法人土地・建物基本調査の復元 倍率作成等業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 青木 由行 東京都千代田区霞が関2-1-3	R2.4.1	(公財)統計情報研究開発センター 東京都千代田区神田神保町3-6	1010005018944	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務の遂行にあたっては、法人土地・建物基本調査の承 認申請に対する統計委員会の答申(平成29年12月19日統計 委員会)や「公約統計の整備に関する基本的な計画(平成30 年3月6日閣議決定)」などの統計制度全体の動向を踏まえ た法人土地・建物基本調査の課題を把握するとともに統計理 論に対する知見を有する必要がある。 このことから、価格のみの競争にはなじまないため、企画競 争を実施することがふさわしいと判断し、企画提案書の募集 について公示を行ったところ、1社(公益財団法人統計情報 研究開発センター)から企画提案書が提出された。 公益財団法人統計情報研究開発センターから提出された 企画提案書の内容を審査した結果、業務内容を十分に理解 していると同時に、法人土地・建物基本調査が抱える課題に ついて優れた見識を有し、かつ、統計理論に対する豊富な知 識を有していると判断した。 以上のことから、公益財団法人統計情報研究開発センター には本業務を実施するための適切な業務遂行能力があるた め、随意契約を行うこととした。	25,069,000	23,639,000	94.3%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び 住所	法人番号	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区 分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
令和3年地価調査業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 青木 由行 東京都千代田区霞が関2-1-3	R2.4.1	(公社)日本不動産鑑定士協会連合 会 東京都港区虎ノ門3-11-15 SVAX TTビル	7010405010470	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本件は、地価公示法の規定に基づき標準地の正常な価格 を公示するために行う業務であり、その結果は国民の社会・ 経済生活に重大な影響を及ぼすことから、標準地の選定、鑑 定評価等に当たっては、実施についての基準等を定め全国 的な整合を図る必要がある。また、標準地が全国の26,000地 点に設定され、鑑定評価業務等に従事する約2,400人の鑑定 評価員(以下「評価員」という。)も全国47都道府県に所在して いることから、契約の相手方としては、本業務に関する必要 な事項を全国の各評価員に効率的かつ正確に周知徹底する ことが必須であり、地域ごとの事情に応じて全評価員の業務 の進行管理等を円滑に行うことができる連絡体制が必要であ る。 このことから、価格中心による一般競争には馴染まないた め、本業務の実施者の選定においては企画競争を実施する ことがふさわしいと判断し、企画提案書の公募を行ったと ころ、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会1者から企 画提案書が提出された。 企画提案書を審査した結果、実施方針、特定テーマに係る 提案、実施体制の充実度、担当予定職員の適性等が的確で であると認められたことから、公益社団法人日本不動産鑑定 士協会連合会を本業務の実施者として最適切者と判断し特定 したものである。 よって、本業務は、会計法第29条の3第4項及び予算決算及 び会計令第102条の4第3号により、公益社団法人日本不動 産鑑定士協会連合会と随意契約するものである。	49,577,000	48,977,500	98.8%	-	公社	国認定	1者	
道路交通情報に関する業務	支出負担行為担当官 道路局長 池田 豊人 東京都千代田区霞が関2-1-3	R2.4.1	(公財)日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10	2010005004175	本業務は、道路工事等による通行規制に関する情報等について収集 整理し、道路利用者への提供等を行うことを主な内容としている。 具体的には、委託業務実施要領の第5(1)に基づく情報について、各 地方整備局に配置された職員や各地方整備局との機器接続により収 集し、道路利用者に対し、適時適切に提供するものである。 本業務の実施に当たっては、道路管理者等の管理業務の一部である 道路及び道路交通の現状把握及び道路利用者への周知を行うもので あることから、受託者には道路管理者等と同等の専門的かつ高度な 情報収集能力と発信能力を有することが必要であり、また、災害や異 常気象に伴う通行止め等が発生した場合に、道路利用者の交通の 安全確保に重大な事象であることに鑑み、ラジオ、テレビ等を通じ、優 先的に情報提供に努めることが求められる。 公益財団法人日本道路交通情報センターは、道路交通情報の充実・ 広域化の必要性を背景に、警察・道路管理者間の情報を一元的に収 集し、正確かつ迅速に情報提供することによって交通の安全及び円滑 化を図るために設立された法人である。 当センターは、情報収集・提供のコンピュータシステム及び全国ネット ワークを構築するとともに、全国の道路管理者及び公安委員会に職 員を配置することにより、全国各地の様々な道路に関する情報を一元 化し、提供できる体制を有しており、また、職員は、テレビ、ラジオ等の メディアを通じた情報の提供に不可欠な専門的かつ高度な知識、技術 及び技能を習得している。 さらに、災害等非常発生時においては、道路利用者に対し、緊急に情 報提供することが求められるため、電気通信事業法に基づき、優先通 信ができる「輸送の確保に直接関係がある機関」として総務大臣から 指定を受けている団体である。 このように、現状において、道路利用者の安全と利便を図るため、 道路及び道路交通に関する情報を収集、提供を行い、もって道路交通 の安全と円滑化に資することができる唯一の団体である。 以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4 第3号の規定により随意契約を締結するものである。	220,084,000	220,084,000	100.0%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び 住所	法人番号	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区 分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
R2宮ヶ瀬ダム情報施設運営補助業務 一式	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 相模川水系広域ダム管理 事務所長 吉川 宏治 神奈川県相模原市緑区青山山2145- 50	R2.4.1	(公財)宮ヶ瀬ダム周辺振興財団 神奈川県東甲郡清川村宮ヶ瀬940- 4番地	4021005008923	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、「宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館」において、宮ヶ瀬 ダム等の説明、館内案内、来館者の問い合わせの対応等を行 い、また、地震等災害時における、一時避難施設としての 対応を行うものである。 本業務を遂行するためには高度な企画立案を必要とすること から、「地域と連携した来館者増加に向けた取り組みにつ いて」企画提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保さ れる企画競争により選定を行った。 公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団は、企画提案書を ふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記 業者と契約を行うものである。	非公表	11,957,000	-	-	公財	国認定	1者	
道路交通情報に関する業務(委託)	支出負担行為担当官 北海道開発局 開発監理部長 松浦 明 北海道札幌市北区北8条西2丁目	R2.4.1	(公財)日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1丁目5-10	2010005004175	・会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 ・本業務は、道路工事等による通行規制に関する情報等につ いて収集整理し、道路利用者への提供等を行うことを主な内 容としている。 本業務の実施にあたっては、道路管理者等の管理業務の一 部である道路及び道路交通の現状把握及び道路利用者 への周知を行うものであることから、受託者には道路管理者 等と同等の専門的かつ高度な情報収集能力及び発信能力を有 することが必要であり、災害や異常気象に伴う通行止め等が 発生した場合においては、必要な情報収集を実施し、ラジ オ、テレビ、直接電話等を通じて重大な事象が発生している 旨の情報提供に努めることが求められる。 公益財団法人日本道路交通情報センターは、道路交通情 報提供業務の充実強化の必要性を背景に、警察・道路管理 者両者において情報を一元的に収集し、正確かつ迅速に情 報提供することによって交通の安全及び円滑化を図るために 設立された唯一の法人である。設立以来、同センターは、情 報収集・提供のコンピュータシステム及び全国ネットワークを 構築し、また全国各地に配置している職員は、情報の収集及 び電話、ラジオ、テレビ等の複数の媒体を通じた情報の提供 に不可欠な専門的かつ高度な知識、技術及び技能を習得し ている。 このように、同センターは、北海道開発局等の道路管理者 から情報を随時収集し、情報の分析と迅速な情報提供ができ る体制を有している唯一の団体である。 また、本業務は災害時においても、業務を遂行することが 求められるが、同センターは、電気通信事業法に基づき、災 害時優先通信ができる「輸送の確保に直接関係がある機関」 として総務大臣からの指定を受けている。以上のことから、会 計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号の規 定により随意契約を締結するものである。	78,536,000	78,536,000	100.0%	-	公財	国認定	1者	
事業用自動車の重大事故に関する事故調 査分析事業 一式	支出負担行為担当官 国土交通省自動車局長 一見 勝之 東京都千代田区霞が関2-1-3	R2.4.1	(公財)交通事故総合分析センター 東京都千代田区神田猿樂町2-7-8	2010005018547	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務について、参加意思確認書の提出を招請する公募を 実施した結果、参加意思確認書の提出者はいなかったこと から、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第10 2条の4第3項の規定により、当該契約の相手方と委託契約 を締結したものである。 なお、当該契約の相手方は、道路交通法第108条の13に基 づく交通事故調査分析センターとして指定を受け、事故調査 を実施している唯一の法人である。	56,720,841	56,550,000	99.7%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び 住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区 分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
令和2年度土木学会特別委員会費 一式	支出負担行為担当官 九州地方整備局副局長 遠藤 仁彦 福岡市博多区博多駅東2-10-7	R2.4.1	(公社)土木学会 東京都新宿区四谷1	5011105004847	会計法第29条の3第4項 公益社団法人土木学会は、土木工学の進歩および土木事 業の発達並びに土木技術者の資質の向上を図り、もって学 術文化の進展と社会の発展に寄与することを目的として設立 された法人である。 その活動は、コンクリート工学や構造工学ならびに、水理学 などの基礎分野から、土木計画学などの応用分野に至るま で広範囲にわたり、最新の土木技術、土木教育に関する調 査・研究を行っている。 土木全般の最先端の情報収集や土木全般に関する技術力 向上は、港湾空港行政に携わる官署として各事業を進行して いく上で必要でありこのような情報を公益社団法人土木学会 から得るためには会員となる必要がある。 本契約は、上記の理由から会計法第29条の3第4項に基 づき、公益社団法人土木学会と随意契約により特別会員に なるための会費を支払うものである。	1,120,000	1,120,000	100.0%	-	公社	国認定	1者	
常時微動計測による橋脚の固有振動数同 定システムの開発	支出負担行為担当官 木村 典央 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	R2.4.10	(公財)鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	3012405002559	本事業は、実用段階に達していない技術シーズや事業技術の現場実証を行い、技術シー ズの実用化や新技術の現場実証を推進する新技術導入促進調査において、「常時微動計 測による橋脚の固有振動数測定システム」の開発について、研究開発を進めることである。 具体的には橋脚天端部にセンサを設置して常時微動を計測することで、橋脚健全度の 指標となる振動数変動をリアルタイムでの可用性を検証し、常時微動計測システムの 基本仕様等の策定及びマニュアル化を図るものである。 本研究を遂行するにあたっては、以下の応募要件に示す高い技術力を有している必要がある。 公益財団法人鉄道総合技術研究所は、本研究開発に係る以下の応募要件を全て満たして おり、かつ、本研究開発を遂行する能力を有する機関は、知る限りにおいて本研究体しか 存在しないことから、当該研究開発を特定法人等と特定した上で、以下の応募要件を満 すと認められる者がいない場合に特定法人等との随意契約手続きに移行することを明示し て「参加意思確認書の提出を招請する公募」を行ったところ、参加意思確認書を提出するも のなかった。 【応募要件】 【技術力に関する要件】 本研究開発するにあたり、以下の要件を満たす。 1) 鉄道施設の維持管理や健全性評価に関する知見を有すること。 2) 鉄道施設のモニタリングに関するセンサ・アルゴリズムについて知見を有すること。 【業務執行体制に関する要件】 研究代表者及び研究分担者は、以下のいずれかに該当すること。 1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学又は短期大学に属する機関やその他の公 的研究開発機関に所属する研究者(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条に規定 する一般職に属する職員を除く。ただし、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)の適用 を受ける常及び非常勤職員にこの限りでない。) 2) 研究を主な事業目的とする、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公 益財団法人、又は当該法人に所属する研究者。 3) 日本に登録されている民間企業等又は当該法人に所属する研究者。 ※日本に登録されている民間企業等は、以下の基準を満たすことを条件とする。 ① 民法、商法その他法律により設立された法人であること。 ② 定款及び附則に研究開発を専らとすること。 ③ 提案した研究開発分野について実施する能力を有する機関であること。また、日本国 内に本申請に係る主たる技術開発のための拠点を有すること。 ④ 「提案した研究開発分野に関する研究について、自ら実施できる能力を有する機関で あることを証明する資料を記載・添付等すること。①(例)研究開発施設や事務所の所在地、 研究施設の概要、近年の学会等研究開発活動に関する報告書等) ⑤ 研究員の職務経歴に相応しい仕組みを備えていること。 以上のことから、本委託業務を遂行することができるのは、「参加意思確認書の提出を招請 する公募」であり、特定法人等として特定した、公益財団法人鉄道総合技術研究所 しかなく、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する ため、当該研究開発を特定業者として、選定するものである。	22,139,530	21,933,621	99.07%	-	公財	国認定	1者	
R2荒川下流広報啓発活動補助業務 一式	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 荒川下流河川事務所長 荒川 泰二 東京都北区志茂5-41-1	R2.4.15	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、荒川知水資料館(以下、「資料館」という。)を拠点 とした広報活動の支援及び展示会・見学会等の運営補助を 行うことにより、河川行政の理解の促進や荒川下流域の水防 意識の向上を図るとともに、監督職員を支援し、広報啓発活 動の円滑な履行を図ることを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な企画力が必要とすること から、配置予定技術者の業務実績及び特定テーマなどを含 めた企画提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保さ れる企画競争により選定を行った。 (公財)日本生態系協会は、企画提案書をふまえ当該業務を 実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行う ものである。	11,616,000	11,605,000	99.9%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
R2荒川下流学習支援運営補助業務一式	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 荒川下流河川事務所長 荒川 泰二 東京都北区志茂5-41-1	R2.4.15	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、荒川の特徴や荒川放水路建設の経緯、荒川の治水や自然環境の現状等に関する学習支援を行うことにより、水防災意識の向上及び河川環境保全意識の啓発につなげることを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な企画力が必要とすることから、配置予定技術者の業務実績及び特定テーマを含めた企画提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される企画競争により選定を行った。 (公財)日本生態系協会は、企画提案書をふまえて当該業務を実施するの適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。	15,125,000	15,070,000	99.6%	-	公財	国認定	1者	
令和2年度 地積測量図作成等業務(その1)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 土佐国道事務所長 平岩 洋三 高知県高知市江陽町2-2	R2.4.16	(公社)高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 高知市越前町2-7-11	4490005006056	本業務は、公共用地の取得に伴う分筆登記、地積更正登記等の土地の表示登記を行うために必要となる地積測量図の作成等を行うものである。 地積測量図は土地の表示登記の中核となる書類であり、高知地方法務局が定めた「不動産の表示に関する登記事務取扱要領(以下「要領」という。)」第6条に作成方法が定められている。 要領第6条第16項において「地積測量図に作成者として署名し、又は記名押印すべき者は、当該土地を調査し、及び測量した者とする。」と定められている。 従って、本業務の対象となる土地について地積測量図の作成を行える者は、当該土地の調査等を実施した左記の相手方に限定される。 よって会計法第29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を締結しようとするものである。	1,001,066	1,001,066	100.0%	-	公社	国認定	1者	単価契約
海岸における地域づくり支援方策検討業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 五道 仁美 東京都千代田区霞が関2-1-3	R2.4.20	(公財)リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、砂浜利用の柔軟な運用に向け、海岸利用者のニーズを把握し、多様な主体が一体となった取組を進めるための支援方策を検討することにより砂浜の有する多様な価値を高め、海岸を活用した地域活性化を実現する能力を要するものである。 今般、企画競争による手続きを行い、その結果、左記相手方の企画提案は本業務に対する業務理解度及び的確性が高く、企画競争審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、左記相手方と随意契約を締結するものである。	11,825,000	11,770,000	99.5%	-	公財	国認定	1者	
令和2年度 地積測量図作成等業務(その1)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 大洲河川国道事務所長 秋山 慎吾 愛媛県大洲市中村210	R2.4.28	(公社)愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 愛媛県松山市南江戸1-4-14	9500005006917	本業務は、公共用地の取得に伴う分筆作業、地積更正登記等の土地の表示登記を行うために必要となる地積測量図の作成等を行うものである。 (公社)愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、社員である土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合して、官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査・測量・登記の嘱託(申請)の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的に設立された。 地積測量図は土地の表示登記の中核となる書類であり、松山地方法務局が定めた「不動産の表示に関する登記事務取扱要領(以下「要領」という。)」第6条に作成方法が定められている。 要領第6条第16項において「地積測量図に作成者として署名し、又は記名押印すべき者は、当該土地を調査し、測量した者とする。」と定められている。 従って、本業務の対象となる土地について地積測量図の作成を行える者は、当該土地の調査等を実施した左記の相手方に限定されるため、左記の相手方と地積測量図の作成及びこれに付随する諸業務について、会計法第29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3項により、随意契約を行うものとする。	1,578,192	1,578,192	100.0%	-	公社	国認定	1者	単価契約

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び 住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区 分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
令和2年度 河川に係る活動に関する広報 企画業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 五道 仁美 東京都千代田区霞が関2-1-3	R2.5.7	(公社)日本河川協会 東京都千代田区麹町2-6-5	501000501672	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、水循環の健全化に寄与する活動団体等を表彰する「日本水大賞」の運営を補助するとともに、水防災に関する活動の応募数増加に資する広報方法を企画することで、水防災や河川の維持・環境の保全等に関する活動の活性化に資することを目的とする。 本業務の実施において、水防災に関する基本的な理念である水防災意識社会の実現に向け、防災教育や避難訓練等の水害に関する地域防災について着目し、国の施策に沿った取り組みや活動特性に応じた整理や広報企画を行う能力が必要となり、豊かな経験と高度な知識が求められることから、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、左記相手方の提案は、「実施方針・実施フロー・工程表等」、「特定テーマに対する企画提案の適格性及び実現性」で優れており、当該業務の遂行に十分な能力を有すると企画競争等審査委員会において認められた。 よって、本業務を適切に行える者として、左記相手方と随意契約を締結するものである。	20,053,000	20,053,000	100.0%	-	公社	国認定	1者	
R2明治記念大磯邸園企画運営支援業務 一式	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 国営昭和記念公園事務 所長 伊藤 康行 東京都立川市緑町3173	R2.5.13	(公財)神奈川県公園協会 神奈川県横浜市中区扇町3丁目8番 地8	7020005009672	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、令和2年夏頃を目処に予定している明治記念大磯邸園の一部公開に向けて、企画運営支援を行うことを目的とする業務である。また明治記念大磯邸園基本計画の基本方針を踏まえ、その効用を最大限発揮させるべく、利用促進のための行啓事や広報宣伝等について関係機関との総合的な調整等を行い魅力的な企画運営を支援するものである。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、業務実施方針及び手法、特定テーマに対する提案などを含めた企画提案を求め、企画競争により選定を行った。 公益財団法人神奈川県公園協会は、企画提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。	14,388,000	14,300,000	99.4%	-	公財	国認定	1者	
新たな水環境管理に関する検討業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 五道 仁美 東京都千代田区霞が関2-1-3	R2.5.15	共同提案体 (公財)日本下水道新技術機構 他2 社 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、効果的な季節別運転方法等を検討するとともに、今後、環境省において環境基準及び排水基準が大腸菌群数から大腸菌数に変更された場合の下水道放流水に係る技術上の基準値、および流域別下水道整備総合計画、合流式下水道の改修対策に関する検討を行うとともに、社会経済状況を踏まえた計画放流水質、計画処理水質のあり方、および下水情報の新たな活用方法について検討することを目的とする。 業務の実施にあたり、大腸菌の環境基準化への対応及びこれを考慮した流域別下水道整備総合計画の検討が必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、左記相手方の提案は、留意すべき事項が適切に理解されていたとともに、大腸菌の汚濁解析手法や大腸菌数の測定方法に関するコストの検討に向けた具体的な提案がなされており、特定テーマに関する企画提案の適格性及び実現性の観点等から妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、左記相手方と随意契約を締結するものである。	47,971,000	47,927,000	99.9%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び 住所	法人番号	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区 分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
下水道による総合的な都市浸水対策の推 進方策検討業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 五道 仁美 東京都千代田区霞が関2-1-3	R2.5.15	共同提案体 (公財)日本下水道新技術機構 他2 社 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務では、これまでの下水道による都市浸水対策の取組 を踏まえつつ、気候変動の影響等を考慮した取組を推進する ため、気候変動を踏まえた計画目標の外力の設定について 検討するとともに、施設だけでは防ぎきれない水害が増加し ている現状を踏まえ、ハードとソフトを組み合わせた総合的 な浸水対策の効果的な推進方策について検討し、浸水被害の 早期軽減を図ることを目的とする。 業務の実施にあたり、気候変動の影響を考慮した取組を推 進するため、「雨水管理総合計画策定ガイドライン(案)」等の 各ガイドラインの充実を図り、地方公共団体が、雨水管理 総合計画の策定や個別施策の推進に取組んでもらうための 検討が必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続 を行った。 その結果、左記相手方の提案は、留意すべき事項が適切 に理解されていたとともに、気候変動を踏まえた計画目標 の外力の設定に関する検討、まちづくりとの連携によるリ スク低減手法に関する検討等について、具体的な方法が示 されており、特定テーマに関する企画提案の的確性及び実 現性の観点等から妥当であるとして企画競争等審査委員 会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、左記相手方と 随意契約を締結するものである。	49,940,000	49,940,000	100.0%	-	公財	国認定	1者	
河川事業の広報等に関する資料作成業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 五道 仁美 東京都千代田区霞が関2-1-3	R2.5.18	(公社)日本河川協会 東京都千代田区麹町2-6-5	5010005016762	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 激甚化、頻発化する水害に対応するため、河川事業等につ いて着実に推進してきたが、さらなる事業の進捗および 被害の縮小を図るためには、水害の実態やそれに対する 河川事業等の効果について広く社会全体へ発信し国民 の理解を得ることが不可欠である。本業務では、近年 の水害の状況や河川行政の施策、河川整備状況等につ いてとりまとめ広報資料を作成するとともに、事業の 効果等を発信するHPの運営補助等を行う。 本業務の実施にあたっては、河川事業、河川行政等に 関する高度な知識と技術が必要とするため、今般、企 画競争による手続を行った。 その結果、左記相手方の企画提案は業務理解度や特定 テーマに対する的確性及び実現性等の観点から優れて いると企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を遂行しうる者として、左記相手方と 随意契約を締結するものである。	11,946,000	11,946,000	100.0%	-	公社	国認定	1者	
連続立体交差事業の効率的な推進に関 する調査検討業務	支出負担行為担当官 都市局長 北村 知久 東京都千代田区霞が関2-1-3	R2.5.21	共同提案体(代表者) (公社)日本交通計画協会 他2者 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	本業務では、連続立体交差事業における事業の長期化 等の課題を踏まえ、各事業段階における検討のポイントを整理 するとともに、鉄道事業者の費用負担の考え方について調査 し、今後の連続立体交差事業の効率的な推進に寄与する ことを目的とする。 本業務を行うにあたっては、鉄道高架化等の鉄道周辺 整備に関する業務を行った実績を有していることなど が必要であり、担当者の知識や経験及び本業務の テーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、 優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが 適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、 当該手続を行ったところである。 その結果、左記相手方の企画提案については、本業務 の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示 し、特定テーマに対する企画提案についても、的確 性があるものと判断したこと、業務の遂行にあたって 十分な専門性、経験があると判断したことから、企 画競争実施委員会にて当該共同提案体を特定した ものである。 したがって本調査については、会計法第29条の3第4 項及び予決令第102条の4第3号に基づき、連続 立体交差事業の効率的な推進に関する調査検討 業務公益社団法人日本交通計画協会・株式会 社国際開発コンサルタンツ・株式会社ト ーニエコンサルタンツ共同提案体と随意契約 を行うものである。	9,944,000	9,944,000	100.0%	-	公社	国認定	1者	

物品役等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び 住所	法人番号	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区 分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
ウォークラブルな街路空間を実現するための 事業化の促進に向けた調査検討	支出負担行為担当官 都市局長 北村 知久 東京都千代田区霞が関2-1-3	R2.5.21	共同提案体(代表者) (公社)日本交通計画協会 他1者 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	本業務では、街路空間をウォークラブルな空間へ再構築・利活用する取組に関する広報・普及啓発等、取組の具現化・事業化を推進するための方策の調査・検討等を行うことで「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出に向けた取組の一層の推進を図ることを目的とする。 本業務を行うにあたっては、都市政策に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。 その結果、左記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示しており、特定テーマに対する企画提案についても、的確性があるものと判断したこと、また、本業務の遂行にあたって十分な専門性、経験があると判断したことから、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該共同提案体を特定したものである。したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に基づき、ウォークラブルな街路空間を実現するための事業化の促進に向けた調査検討公益社団法人日本交通計画協会・株式会社国際開発コンサルタンツ共同提案体と随意契約を行うものである。	9,977,000	9,977,000	100.0%	-	公社	国認定	1者	
ウォークラブルな街路空間を実現するための 制度・運用方策に関する調査検討	支出負担行為担当官 都市局長 北村 知久 東京都千代田区霞が関2-1-3	R2.5.21	共同提案体(代表者) (公社)日本交通計画協会 他1者 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	本業務では、街路空間をウォークラブルな空間へ再構築・利活用する際の制度及び運用方策等について、調査・検討を行い、「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出に向けた取組の一層の推進を図ることを目的とする。 本業務を行うにあたっては、都市政策に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。 その結果、左記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示しており、特定テーマに対する企画提案についても、的確性があるものと判断したこと、また、本業務の遂行にあたって十分な専門性、経験があると判断したことから、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該共同提案体を特定したものである。したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に基づき、ウォークラブルな街路空間を実現するための制度・運用方策に関する調査検討公益社団法人日本交通計画協会・株式会社国際開発コンサルタンツ共同提案体と随意契約を行うものである。	13,904,000	13,882,000	99.8%	-	公社	国認定	2者	
ウォークラブルな都市を支える都市交通システムについての調査検討業務	支出負担行為担当官 都市局長 北村 知久 東京都千代田区霞が関2-1-3	R2.5.21	共同提案体(代表者) (公社)日本交通計画協会 他2者 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	本業務では、ウォークラブルな都市空間づくりを主眼として都市交通政策を進める上で、都市交通システムのあり方について調査・検討し、整備の指針となる資料の作成を行うとともに、国における支援制度の検討等を行うことで、もって「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出に向けた取組の一層の推進を図ることを目的とする。 本業務を行うにあたっては、都市交通政策に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。 その結果、左記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示しており、特定テーマに対する企画提案についても、的確性があるものと判断したこと、また、本業務の遂行にあたって十分な専門性、経験があると判断したことから、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該共同提案体を特定したものである。したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に基づき、ウォークラブルな都市を支える都市交通システムについての調査検討業務公益社団法人日本交通計画協会・株式会社建設技術研究所・日本工営株式会社共同提案体と随意契約を行うものである。	13,992,000	13,970,000	99.8%	-	公社	国認定	4者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び 住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区 分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
雨天時における下水道の適正処理等に係る 検討業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 五道 仁実 東京都千代田区霞が関2-1-3	R2.5.22	共同提案体 (公財)日本下水道新技術機構 他2社 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務では、雨天時浸入水に起因する事象の発生実績がある地方公共団体が、雨天時浸入水対策ガイドラインに基づき、雨天時浸入水対策計画を速やかに策定するための促進方針を検討するとともに、処理場における運転管理の高度化について検討し、下水道における適切な雨天時の適正な処理を推進することを目的とする。 業務の実施にあたり、地方公共団体が、早急かつ円滑に雨天時浸入水対策計画が策定できるような方策や処理場における雨天時の運転管理等の対応方針の検討が必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、左記相手方の提案は、留意すべき事項が適切に理解されていたとともに、早急かつ円滑な雨天時浸入水対策計画策定に関する検討において、地方公共団体からのヒアリング結果をもとに様々な視点からの対策策定方針の検討方法など、具体的な方法が示されており、特定テーマに関する企画提案の的確性及び実現性の観点から妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、左記相手方と随意契約を締結するものである。	24,937,000	24,893,000	99.8%	-	公財	国認定	1者	
令和2年度 防災教育及び河川教育の普及・ 展開に関する広報検討・資料作成業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 五道 仁実 東京都千代田区霞が関2-1-3	R2.5.28	(公財)河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、(1)中学校教育現場において実効性のある防災教育を実施するための広報資料等の検討、(2)防災教育の事例収集及び広報資料作成、(3)某業教育に関する広報の実施を行い、学校教育現場等における防災教育及び河川教育の充実を図ることを目的とするものである。本業務の実施にあたっては、防災教育及び河川教育の普及・展開を行うにあたり、これまでに同様あるいは類似業務を行い、高度な専門的知見を有している必要があることから、今般企画競争による手続きを行った。 その結果、左記相手方の企画提案は、「的確性」、「実現性」で優れており、当該業務の遂行に十分な能力を有すると企画競争等審査委員会において認められた。 よって、本業務を適切に行える者として、左記相手方と随意契約を締結するものである。	13,816,000	13,805,000	99.9%	-	公財	国認定	1者	
令和2年度下水道施設における資源有効 利用案件形成業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 五道 仁実 東京都千代田区霞が関2-1-3	R2.5.29	共同提案体 (公財)日本下水道新技術機構 他1社 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務では、下水処理場におけるバイオマスステーション化やエネルギー拠点化に関する課題整理及び方策の検討を行うことにより、具体的な案件形成及び計画策定の補助を支援することを目的とするものである。 本業務の実施にあたっては、下水処理場におけるエネルギー拠点化を検討する地方公共団体の課題に基づく助言を行い、拠点化における課題の整理及び解決を行うことから専門的知見に基づく検討が必要不可欠であるため、今般企画競争による手続きを行った。 その結果、左記相手方の提案には、下水処理場におけるエネルギー拠点化について検討するにあたり、必要となる情報収集の手段や想定される具体的な支援施策などを含む説得力の高い提案が示されており、またその提案内容を裏付ける根拠も概ね示されていたことから実現性が高いと評価された。 そのため、特定テーマに関する企画提案の実現性等の観点から企画競争等審査委員会において妥当であるとして特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、左記相手方と随意契約を締結するものである。	19,987,000	19,980,000	100.0%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
令和2年度度省エネ型水処理技術の普及展開調査業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 五道 仁実 東京都千代田区霞が関2-1-3	R2.6.1	(公財)日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務では、下水処理場における省エネ化を進めるために必要な事項の検討を実施するとともに性能指標のフォローアップを実施することを目的とするものである。 本業務の実施にあたっては、下水処理場におけるエネルギー最適化を推進するため流入・処理水質の把握手法及び運用方法の検討を行うことから、専門的知見に基づき検討が必要不可欠であるため、今般企画競争による手続きを行った。その結果、左記相手方の提案には下水処理場におけるエネルギー最適化を推進するため流入・処理水質の把握手法及び運用方法を検討するに当たり、必要となる情報収集の手段や想定される具体的な支援施策などを含む説得力の高い提案が示されており、またその提案内容を裏付ける根拠もおおむね示されていたことから、実現性が高いと判断された。そのため、特定テーマに関する企画提案の実現性等の観点から企画競争審査委員会において妥当であるとして特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、左記相手方を随意契約を締結するものである。	7,986,000	7,744,000	97.0%	-	公財	国認定	1者	
自転車駐車場の現状を踏まえた効果的な施策のあり方に関する調査検討業務	支出負担行為担当官 都市局長 北村 知久 東京都千代田区霞が関2-1-3	R2.6.3	共同提案体(代表者) (公社)日本交通計画協会 他1者 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	本業務は、自転車の活用推進を図るため、今後の自転車駐車場整備のあり方について検討するとともに、シェアサイクルの導入促進方策等や導入効果等について検討することを目的として行うものである。 本業務を行うにあたっては、自転車施策に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。 その結果、左記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を理解し、妥当性の高い実施手順を示し、特定テーマに対する企画提案についても、附置義務による自転車駐車場の量的確保の状況のみにとどまらず、様々な観点に若目した都市の特性毎の差異を見出しつつ、今後のきめ細かい対応へとつながっていること、具体的な利用状況について事業者・管理者目線での調査検討を進め、より具体的な施策へとつなげること、これからのシェアサイクルのあり方を検討する上でそれを裏付ける既往の調査実績を有していることから、業務目的や課題を理解した着視点となっており、的確性・実現性において優れていると判断したため、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該共同提案体を特定したものである。したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、自転車駐車場の現状を踏まえた効果的な施策のあり方に関する調査検討業務公益社団法人日本交通計画協会・株式会社ドーコン東京支店共同提案体と随意契約を行うものである。	11,957,000	11,946,000	99.9%	-	公社	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び 住所	法人番号	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区 分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
ドーハ国際園芸博覧会出展調査	支出負担行為担当官 都市局長 北村 知久 東京都千代田区霞が関2-1-3	R2.6.3	(公財)都市緑化機構 東京都千代田区神保町3-2-3	9010005011405	本業務は、2021年にカタールドohaにおいて開催予定の国際園芸博覧会への政府出展に関して、日本の有する造園文化や高度な造園緑化技術の海外展開をより効果的なものとする方法を検討する。 本業務の履行にあたっては、政府出展の目的や整備内容等を定める実施計画と運営及び維持管理計画を検討するなど、出展企画に係る全体的なコーディネートや現地調査、設計、整備等の調整を行う能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和2年3月23日から令和2年4月6日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、2者が業務説明書の交付を求め、期限までに2者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性及び実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。	9,999,000	9,999,000	100.0%	-	公財	国認定	2者	
海外からのニーズを踏まえた日本の造園・緑化技術の今後のあり方に関する調査	支出負担行為担当官 都市局長 北村 知久 東京都千代田区霞が関2-1-3	R2.6.3	(公財)都市緑化機構 東京都千代田区神保町3-2-3	9010005011405	本業務は、造園業界団体や企業などが海外展開を期待する技術や、それに対するニーズ等の情報収集を行い、より効果的な我が国の造園・緑化技術の海外展開を促進する方策を検討するものである。 本業務の履行にあたっては、過去の国際園芸博覧会の出展から、各国の造園・緑化技術の変化や評価の違い等を把握した上で、日本の造園・緑化産業の振興の観点から、より効果的な海外展開方策を企画検討する能力や、海外での事業実績を有する都市開発事業者、学識者等への綿密な調査能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和2年3月23日から令和2年4月6日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、6者が業務説明書の交付を求め、期限までに2者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性及び実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。	9,471,000	9,449,000	99.8%	-	公財	国認定	2者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び 住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区 分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
民間活力を生かした緑地活用・管理手法検 討業務	支出負担行為担当官 都市局長 北村 知久 東京都千代田区霞が関2-1-3	R2.6.3	(公財)都市緑化機構 東京都千代田区神保町3-2-3	9010005011405	本業務は、市民緑地認定制度の活用推進に係る検討を行うと ともに、屋上緑化・壁面緑化を対象とした施工実績調査及 び露み閉合同行金3号府を具体例とした効果検証を通じて、 民間活力を生かした緑地創出を推進していくための方策を検 討するものであり、本業務の履行にあたっては、都市緑地関 係の専門的知見や調査分析能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置 予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対す る企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により 発注することが適切であり、当該手続きを行ったところであ る。 企画競争実施のため、令和2年3月23日から令和2年4月7日 までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて 本業務に係る企画を募集したところ、6者が業務説明書の交 付を求め、期限までに2者から企画提案書の提出があった。 提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名 による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施 委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結 果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画 提案についても的確性及び実現性があり、本業務の遂行に 当たって十分な専門性、経験を有していると判断されること から、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102 条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。	13,992,000	13,970,000	99.8%	-	公財	国認定	2者	
令和2年度九州地域の港湾整備に関連する 企業の投資動向調査 一式	支出負担行為担当官 九州地方整備局副局長 遠藤 仁彦 福岡市博多区博多駅東2-10-7	R2.6.3	(公財)九州経済調査協会 福岡市中央区渡辺通2-1-82	5290005000838	会計法第29条の3第4項 本業務は、企画競争の実施についての通達に基づき企画 提案書を公募し、調査審議の結果、企画競争実施に関する 提案内容における企画提案の的確性及び実現性におい て、公益財団法人九州経済調査協会が本業務を委託するに あたって適格者と判断し、特定した。 このため、本業務は会計法第29条の3第4項及び予算決 算及び会計令第102条の4第3号により、公益財団法人九州 経済調査協会と随意契約を締結するものである。	5,990,433	5,964,970	99.6%	-	公財	国認定	1者	
河川環境教育推進のための広報検討業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 五道 仁実 東京都千代田区霞が関2-1-3	R2.6.4	(公財)河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務は、学校教育等の教育関係者あ提案等で行っている 自然体験活動の実施状況等を把握し、川の自然体験活動を 通じた河川環境教育について、学校教育の場で普及拡大を 図るための効果的な工法について検討を行うものである。 本業務の実施にあたっては、学校教育についての理解の もと、川の自然体験活動を通じた河川環境教育の取組みを推 進するための課題の調査等を行い、今後の効果的な広報方 法方策を検討する必要があり、豊かな経験と高度な知識が 求められることから、企画提案させる必要があった。 今般、企画競争による手続きを行い、その結果、左記相手方 の提案は、業務内容を適切に把握されており、的確性・実現 性に優れていることから、企画競争等審査委員会において特 定された。 よって、本業務を履行できるのは左記相手方のみであるた め、随意契約を締結するものである。	9,988,000	9,944,000	99.6%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
R2大型車両の通行適正化に関する啓発活動支援業務一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	R2.6.4	(公財)日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10	2010005004175	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、大型車両の通行の適正化に向けて、運送事業者、荷主及び社会一般に対して効果的な啓発活動の取組内容を提案し、その効果検証を実施するとともに、関係機関・団体等が連携して設立した「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会(以下連絡協議会)」の運営支援を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な企画力が必要とすることから、大型車両を取り巻く課題等を把握・整理し、連絡協議会として取り組むべき具体的な広報内容について、実行性のある効果的な啓発活動などを含めた技術提案を求め、企画競争により業者選定をおこなった。 公益財団法人日本道路交通情報センターは、企画提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。	9,922,000	9,922,000	100.0%	-	公財	国認定	1者	
実践的多自然川づくり推進のための方策に関する検討業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 五道 仁美 東京都千代田区霞が関2-1-3	R2.6.5	共同提案体 (公財)リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24 (公財)日本生態系協会 東京都豊高区西池袋2-30-20	1010005018655 6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 平成29年6月に、「河川法改正20年 多自然川づくり推進委員会」の提言「持続性ある実践的多自然川づくりに向けて」がとりまとめられた。本業務では、提言に基づき取組として、河川環境の評価及び持続的に河川環境を保全するための方策について検討を行い、多自然川づくりをより一層推進するとともに、生態系ネットワークに対する効果を把握し、多様な主体と連携した生態系ネットワークの取組を拡大させることを目的とする。 本業務の実施に当たっては、河川環境評価と改善の考え方について、河川全体の俯瞰的な把握方法や評価の空間スケールの設定に関する妥当性等を検討する必要がある。また、生態系ネットワーク形成における河川整備の物理的な寄与や生物種の多様性への貢献に関して検討の必要があり、河川内の物理的、生態的特徴のみならず、流域も含めた河川環境整備について、豊かな経験と高度な知識が求められることから、企画提案させる必要があった。 今般、企画競争による手続きを行い、その結果、左記相手方の提案は、業務内容を十分に理解したものであり、的確性が高く評価できるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を履行できるのは左記相手方のみであるため、随意契約を締結するものである。	30,800,000	30,800,000	100.0%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
他分野における先端技術の下水道との連携可能性等検討業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 五道 仁実 東京都千代田区霞が関2-1-3	R2.6.8	共同提案体 (公社)土木学会 他1社 東京都新宿区四谷1	5011105004847	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 下水道事業は、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全、浸水対策などを目的に整備が開始されたが、昨今では、下水道資源・エネルギーの有効利用、低炭素・循環型社会の構築などの役割も求められている。今後、他分野との交流により下水道分野に新たな視点や手法による研究が増えていくこと又は下水道に関わる基礎的研究がさらに幅を広げ活性化していくことは、下水道事業の持続と進化のために重要であると考えられ、防災、都市活動、農林水産、工業、エネルギー供給、医療健康などとの連携促進が期待される。一方で、経済合理性が乏しい技術分野の研究や学術的基礎研究等は、民間事業者だけではその実施が進まないことが懸念され、研究開発における学や官の役割分担が重要である。 本業務は、下水道事業の持続可能性確保及び付加価値向上のため、下水道における先端技術の他分野との連携可能性や、下水道システム全体の最適化の視点から施設管理に関する今後の研究開発の方向性について検討を行うことを目的とする。 本業務の実施に当たっては、下水道管理者のニーズの把握や、下水道システムの基礎的研究を踏まえた上での企画や、他分野研究者との連携手法や進捗により、創出される効果を踏まえた検討が必要不可欠であり、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、左記相手方は、業務の理解度及び実施手順が適切であり、特定テーマに関する企画提案の的確性、実現性等の観点も妥当であるとして、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、左記相手方と随意契約を締結するものである。	9,922,000	9,911,000	99.9%	-	公社	国認定	1者	
洋上風力発電の導入促進に向けた海域の管理・利用調整に関する調査検討業務	支出負担行為担当官 木村 典央 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	R2.6.8	(公財)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	本業務は、再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定に関する業務等を行うものであるが、我が国において本格的な洋上ウインドファームの導入実績が無いため、海域の利用調整方策及び促進区域の指定を検討する際に考慮すべき観点等が明確でないことから、仕様を確定することが困難である。 以上により、専門的知識を有する者から検討の着眼点について企画提案を募り、優れた提案を仕様に反映させることによって、最適な業務遂行を行う必要があることから、企画競争方式により発注することが適切と考え、国土交通省港湾局企画競争実施要領に基づき企画競争を実施した結果、当該業者が特定された。会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、上記業者と随意契約を締結するものである。	80,712,612	78,760,000	97.58%	-	公財	国認定	1者	
洋上風力発電の導入促進に向けた海域の管理・利用調整に関する調査検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 木村 典央 東京都千代田区霞が関2-1-3	R2.6.8	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定に関する業務等を行うものであるが、我が国において本格的な洋上ウインドファームの導入実績が無いため、海域の利用調整方策及び促進区域の指定を検討する際に考慮すべき観点等が明確でないことから、仕様を確定することが困難である。専門的知識を有する者から企画提案を募り、優れた提案を仕様に反映することによって最適な業務遂行を行う必要があることから、企画競争を採用し、提出された企画提案書を総合的に評価した結果、最も優れたと評価された者を契約の相手方として特定したため。(企画競争)	80,712,612	78,760,000	97.6%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び 住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区 分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
令和2年度自動運転車等に係る交通事故 分析及び道路構造からの再発防止策検討 業務	支出負担行為担当官 道路局長 池田 豊人 東京都千代田区霞が関2-1-3	R2.6.9	(公財)交通事故総合分析センター 東京都千代田区神田猿樂町2-7-8 住友水道橋ビル8F	2010005018547	本業務は、サポカー等の運転支援車を含む自動運転車に係る重大な交通事故に関するデータを収集・分析し、道路構造側での事故に対する影響の調査及び再発防止策の検討を行う。 また、過去に発生した交通事故のうち、道路構造が事故発生に影響を与えたとと思われる事故について、事故発生シナリオを検討し、道路構造の改善による事故削減効果を推計する。さらに、急ブレーキ、急加速等のヒヤリハット事例が発生している箇所を抽出し、交通事故データとの関連を調査するものである。 本業務の実施にあたっては、自動運転車による交通事故と事故発生要因の因果関係及び事故要因と効果的な対策の関係について十分な知識を有することが必要であるとともに、それらの裏付けとなる過去の事故に関するデータを有することが必要となる。 道路交通法第百八条の十三により交通事故の発生に関する情報を有しているのは(公財)交通事故総合分析センターのみであるため、自動運転車を含む交通事故に関するデータについても、(公財)交通事故総合分析センターのみが有している。 また、(公財)交通事故総合分析センターは道路交通法第百八条の十四により①交通事故の実例に即して、道路交通の状況、運転者の状況その他の交通事故に関する事項について、その原因等に関する科学的な研究に資するための調査を行うこと ②交通事故の原因等に関する科学的な研究を目的として、事故例調査に係る情報又は資料その他の個別の交通事故に係る情報又は資料を分析すること ③交通事故一般に関する情報又は資料を収集し、及び分析し、その他交通事故に関する科学的な調査研究を行うこと等を業務とし、本業務の遂行にあたっての十分な知識及び専門的な技術を有している唯一の機関である。 従って、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号により、(公財)交通事故総合分析センターと随意契約を行うものである	29,887,000	29,700,000	99.4%	-	公財	国認定	1者	
河川維持管理の効率化・高度化に係る検 討業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 五道 仁実 東京都千代田区霞が関2-1-3	R2.6.10	共同提案体 (公財)河川財団 他1社 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、河川管理の現状や、蓄積されるデータの変化を踏まえた、河道管理や河川管理施設操作の効率化・高度化について検討するとともに、データの横断的活用等による河川管理全体の効率化・高度化について検討し、技術体系に反映するものである。 本業務の実施にあたっては、河川管理の現状を踏まえながら、地形の三次元データなどを連携させた、維持管理の効率的な実施手法の検討と、技術の体系的な整理による水準の維持及び向上が必要であることから、企画提案させる必要があった。 今般、企画競争による手続きを行い、その結果、左記相手方の提案は、業務内容を適切に把握しており、的確性・実現性・独創性に優れていることから、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を履行できるのは左記相手方のみであるため、随意契約を締結するものである。	35,079,000	34,925,000	99.6%	-	公財	国認定	1者	
河川維持管理の水準向上に関する検討業 務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 五道 仁実 東京都千代田区霞が関2-1-3	R2.6.10	共同提案体 (公財)河川財団 他1社 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、河川維持管理の水準向上を推進していくことを目的として、河川における維持管理状況の事例収集及び分析を行い、各種点検要領等の改定案や河川維持管理データベースの活用促進に必要な改良について検討するものである。 したがって、本業務の実施にあたっては、河川維持管理の現状を踏まえた、点検要領等の改定案や河川維持管理データベースの活用促進に必要な改良の検討において専門的な技術が求められることから、企画提案させる必要があった。 今般、企画競争による手続きを行い、その結果、左記相手方の提案は、実施方針等について本業務の業務項目を適切に把握するとともに、河川維持管理の水準向上等を検討するにあたって考慮すべき基準を体系的に理解した提案であり実現性が示されたことから、最も優れていると企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、左記相手方と随意契約を締結するものである。	34,067,000	33,979,000	99.7%	-	公財	国認定	2者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
下水道分野における革新的技術等普及展開方策検討業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 五道 仁美 東京都千代田区霞が関2-1-3	R2.6.11	(公財)日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 下水道事業については、人口減少を踏まえた下水道経営を改善するための省エネ等によるコスト削減、増加する老朽化施設の適切な維持管理・更新、近年多発する集中豪雨への対応、下水道の有する資源・エネルギーの有効利用による循環型社会の構築や地球温暖化対策など、様々な課題を抱えている。 また、平成29年8月に策定された新下水道ビジョン加速戦略においても、下水道をめぐる社会情勢の変化等に対応し、下水道事業の持続性をさらに高めるためにより効果的・効率的な技術開発が求められている。 本業務では、下水道事業における重点課題や自治体のニーズを把握し、今後実施すべき技術開発の方向性を検討するとともに、これまでに一般化された革新的技術等の普及展開方策についてとりまとめ、下水道分野における技術開発を促進させることを目的とする。 本業務の実施に当たっては、下水道分野の技術開発に関する幅広い知識や、シーズとニーズのマッチングや他省庁の技術開発制度を踏まえた上での企画や、優良な技術シーズの発掘方法を踏まえた検討が必要不可欠であり、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、左記相手方は、業務の理解度及び実施手順が適切であり、特定テーマに関する企画提案の的確性、実現性等の観点も妥当であるとして、企画競争等審査委員会において特定された。よって、本業務を適切に行える者として、左記相手方を随意契約を締結するものである。	20,911,000	20,251,000	96.8%	-	公財	国認定	1者	
大型車両の適正かつ安全な走行に向けた効果的な啓発手法の検討業務	支出負担行為担当官 道路局長 池田 豊人 東京都千代田区霞が関2-1-3	R2.6.15	(公財)日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10	2010005004175	本業務は、車両制限令の遵守の必要性をより分かりやすく伝えるため、荷主を含む業界団体等への啓発活動の効果を把握するとともに、より効果的な啓発活動などを実施することを目的とする。このため、本業務を遂行する者は、大型車両等の通行にかかる制度、また啓発手法などについて広く知見を有している必要があるため、企画競争において、担当者の知識や経歴、及び本特定テーマに対する技術提案等について広く提案を求めて、それを評価することが適当である。 企画競争を実施した結果、企画提案書提出したのは左記相手方1者であったため、その内容について精査したところ「配置予定技術者の資格、経歴、手持り業務の状況」「技術者等の業務の実績、経験及び能力」「業務実施方針及び手法」「特定テーマに対する技術提案」は業務を遂行するうえで妥当なものであり、また、啓発対象の選定手法について具体的な企画提案がなされたことから優れていると、道路局企画競争有識者委員会において特定された。 よって、本業務を履行できるのは左記相手方のみであるため、随意契約を締結するものである。 根拠条文:会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	4,972,000	4,972,000	100.0%	-	公財	国認定	1者	
港湾における災害対応検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 木村 典央 国土交通省港湾局長 高田 昌行 東京都千代田区霞が関2-1-3	R2.6.23	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、「港湾等に承襲する想定を超えた高潮・高波・暴風対策検討委員会」の中間とりまとめで示された、ハード対策が完了するまでの当面の対策に資する港湾BCPの手順書の作成や本章の設置マニュアル作成等の施策を検討するとともに、将来発生が危惧されている大規模地震等に対応するため、災害対応マニュアル作成や民間関係情報の伝達方法等の港湾における災害対応の施策について検討を行うものであるが、将来発生が危惧されている大規模地震等に対して災害対応マニュアル等を検討するに当たり考慮する観点等が多岐に渡り、明確でないことから、仕様を確定することが困難である。専門的知識を有する者から企画提案を募り、優れた提案を仕様へ反映することによって最適な業務試行を行う必要があることから、企画競争を採用し、提出された企画提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため。(企画競争)	31,271,282	31,240,000	99.9%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び 住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区 分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募者数	
自動運転車の事故に関する事故調査分析 研究業務 一式	支出負担行為担当官 国土交通省自動車局長 一見 勝之 東京都千代田区霞が関2-1-3	R2.6.24	(公財)交通事故総合分析センター 東京都千代田区神田猿樂町2-7-8	2010005018547	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務について、参加意思確認書の提出を招請する公募を 実施した結果、参加意思確認書の提出者はいなかったこと から、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第10 2条の4第3項の規定により、当該契約の相手方と委託契約 を締結したものである。 なお、当該契約の相手方は、道路交通法第108条の13に基 づく交通事故調査分析センターとして指定を受け、事故調査 を実施している唯一の法人である。	40,092,726	39,931,169	99.6%	-	公財	国認定	1者	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。